



くらしのほっと通信

- P.2 住宅契約をする前に
- P.3 低温やけどに気をつけて!
- P.4 食品表示講演会案内
消費生活講座募集

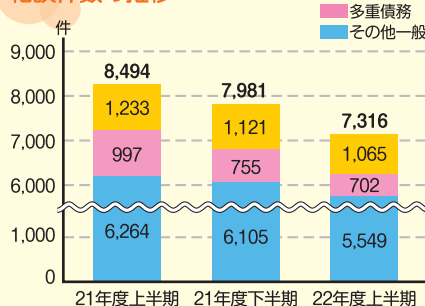
平成22年度上半期 名古屋市消費生活センター相談実績

高齢者の相談が増加

平成22年度上半期(平成22年4月~9月)の相談件数は7,316件で、平成21年度上半期に比べ1,178件、13.9%減少しました。

相談の多くを占めている架空請求相談が13.6%、多重債務相談が29.6%減少しましたが、高齢者(65歳以上)の相談件数は、1,284件で、平成21年度上半期に比べ78件、6.5%増加しました。

相談件数の推移



アダルトサイトの相談が増加

商品・サービス別で最も多い相談が、携帯電話やパソコンで、インターネットを通じて情報を得るサービスの「デジタルコンテンツ」でした。その中で多い相談がアダルトサイト(665件)、続いて出会い系サイト(215件)の相談でした。

アダルトサイトの相談

携帯の無料サイトで年齢認証など2回クリックしたら登録になり利用料の請求画面が出た。



出会い系サイトの相談

携帯の無料占いサイトを利用後、出会い系サイトに無断登録された。多数のメールが届き、メールの交換を始めた後に、突然有料になり、高額な利用料を支払った。

勝手に登録されても契約は成立していないので、利用料を支払う必要はありません。無視しましょう。

しかし、メール交換のために支払った利用料を取り戻すのは困難です。

早急に消費生活センター等に相談してください。

相談件数が多い相談

(単位:件)

順位	商品・サービス名	22年度上半期	(21年上)
1	デジタルコンテンツ (携帯電話やパソコンなどのインターネットを通じて得られる情報)	1,129	(1,166)
2	ローン・サラ金	760	(1,093)
3	賃貸アパート	459	(542)
4	商品一般 (架空請求等を含む)	216	(365)
5	家屋の修繕工事	199	(190)
6	食料品(健康食品を除く)	161	(200)
7	自動車・二輪車	159	(166)
8	書籍・印刷物	95	(140)

高齢者の金融商品関連被害が増加

高齢者では「デリバティブ取引(海外商品先物取引など)」「未公開株」「公社債」など金融商品に関連した相談や、「家屋の修繕工事」に関する相談が増加しました。

⇒「絶対に儲かる」「値上がり確実」「上場間近」「高値で買い取る」「損害を取り戻してあげる」などと金融商品を勧誘されても、商品内容を理解できない時には、セールストークに惑わされないで、はっきり断りましょう。



高齢者で相談件数が多い相談 (単位:件)

区分	22年度上半期	(21年上)
ローン・サラ金	98	(131)
家屋の修繕工事	93	(60)
食料品(健康食品を除く)	58	(65)
デリバティブ取引	46	(21)
未公開株	41	(28)
公社債	32	(12)

相談

月金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

住宅購入・注文・リフォーム契約をする前に

住宅は人生の中で大きな買い物。失敗しないためには事前の準備と契約・工事の確認が必要です。住宅契約の注意事項と住宅の保証制度をまとめました。

新築・リフォームの注意事項

情報収集

家の情報を集め、住宅のイメージを固める

・予算の目安を決めておく ・キッチンや風呂など設備は、ショールームや住宅展示場で確認

事業者の選定

複数の事業者から見積り(相見積り)をとる

・金額や使用材料、工事内容を確認して 総合的に判断する

契約

契約書を交わす→迷ったら専門家に相談

・金額、工事内容、工事期間など打合わせ内容と同じか確認 ・契約書の他、契約約款、設計図書、仕様書などを確認

工事開始

工事の進行状況の確認

・工程表どおり工事が進んでいるか確認
・変更があれば、変更内容を書面や図面で明確にし、記録に残す

工事終了

引渡し時に工事の仕上がりを確認する

・契約書などをきちんと保管する

解約条件も必ず確認しましょう!

制度・保険の手続きは住宅事業者が行います。契約前の打合せの際に、しっかり確認しましょう!

住宅の保証制度 保証料・保険料は住宅価格や工事代金に含まれる

請負契約・着工

住宅完成保証制度

住宅の完成前に、施工業者の倒産などにより工事が中断した場合に、消費者を救済する制度。保証会社が、工事の引継ぎに伴い発生した工事費用の増加分や前払い金の損失(保証の限度額内)を保証したり、工事の引継ぎ業者をあっせんしたりする。**任意制度。**

完成・引渡し

住宅かし保険 (保険期間:10年)

住宅瑕疵担保責任保険の略称で、新築住宅に瑕疵が見つかった場合に、補修費用などが保険金として住宅事業者を支払われる保険。住宅事業者が倒産等で住宅を補修できない場合は、消費者が直接保険金を受け取ることができる。**義務保険(保証金の供託も可)**

リフォーム工事

リフォームかし保険 (保険期間:5年もしくは1年)

リフォーム工事後に、住宅に瑕疵が見つかった場合に、補修費用などが保険金としてリフォーム事業者を支払われる保険。リフォーム事業者が倒産等で住宅を補修できない場合は、消費者が直接保険金を受け取ることができる。**任意保険。**

こむずかしい用語解説

No.15

住宅の瑕疵



瑕疵とは本来持っているべき性能や品質を持っていないことをいいます。住宅の場合、雨漏りや外壁・内壁のひび割れなど表に出てくる現象の原因となる、屋根の施工不良や不同沈下(建物が不揃いに沈下を起こすこと)などが瑕疵となります。瑕疵の中には修理が困難な場合が多く、トラブルになっていました。そこで、**住宅の品質確保の促進等に関する法律**で住宅事業者などに、**構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に対する10年間の瑕疵担保責任を課し、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律**で、住宅かし保険等への加入を義務付けました。



くらしの情報プラザより

低温やけどに気をつけて!



冬本番、暖房器具などの暖かさが心地よい季節になりました。

「使い捨てカイロ、湯たんぽ、電気カーペット、こたつなどの暖房器具を、使用して低温やけどをした」という事故情報が報告されています。やけどをしそうにない温度でも、暖房器具を長時間使用すると、気づかぬうちに低温やけどになる場合があります。低温やけどについて調べてみました。

こんな事故が
おきています

熱くないのに症状は深刻!

やけどをするのは、足、腰、^{でんぶ}臀部など下半身が多い…

★くつ用使い捨てカイロで低温やけど

カイロを入れて靴を履いた後、靴の中にカイロを入れたままにしておいた。しばらくしてから同じ靴を履き、10分ほど歩いたら足が痛くなった。足の指が赤く腫れ、左右2本の指に、やけどを負った。



★暖房便座で低温やけど

2週間前、腹痛をおこした母が、便座に長時間座っていたところ、ひどい低温やけどをおこした。今も通院しているが、便座に座りづらい様子である。



★湯たんぽでやけど

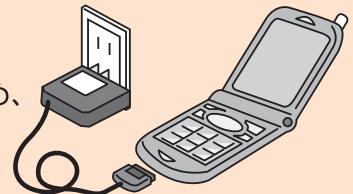
寝る前に熱湯をいれ、朝まで使用したら、右足ふくらはぎに低温やけどを負った。10センチメートルの円形になり、移植手術をし、5日間入院した。



その他にも

★携帯電話機の充電器による低温やけど

子どもが、携帯電話の充電器をベッドに置いたまま寝入ってしまった。充電器の端子部分が頬に当たっていたため、深くやけどを負った。毎日、通院している。



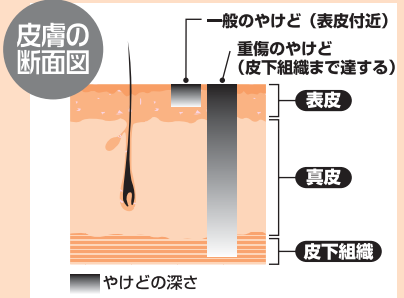
「低温やけど」とは

お湯や油、炎などの高熱による表面的なやけどと違い、低温やけどは、体温以上で60℃以下の熱源に皮膚の同じ部分が長時間さらされると起きるといわれています。

表面は軽症に見えても皮膚の深い部分へ炎症が進行していくため、症状は重くなることが多く、注意が必要です。

皮膚の温度と低温やけどになるまでの時間

一般的に44℃では3~4時間、46℃では30分~1時間、50℃では2~3分といわれている。
独立行政法人 製品評価技術基盤機構「低温やけど」の事故防止について(注意喚起)(平成21年11月26日)より



もし、低温やけど?
と思ったら…

念のため医師の診断を受ける

低温やけどの場合、見た目はたいしたことはなさそうに見えても皮膚の深い部位が損傷していることがあります。やけどや皮膚の変色、痛み等に気づいたら直ぐに医師に診てもらいましょう。

低温やけどに
ならないために

- (1) 暖房器具の注意表示をよく読んで使用する
- (2) 熱源を体の同じ場所に長時間圧迫しない。
- (3) 暖房器具に適切なカバーをつけ使用する。
- (4) 病気のある人、乳幼児や高齢者に対して、周りの人が温度管理に注意を払う。

お知らせ



消費者庁「地方消費者行政活性化交付金事業」

食品表示講演会

入場料
無料

「賢い食品選び ~食品表示を理解し、賢い食品選びのできる消費者に!~」

食品の表示は、消費者と食品提供者をつなぐ架け橋として重要な役割を担っていますが、年々複雑多岐になり、分かりにくいと思う方も多いのでは。そこで、食品学・栄養学の専門家の小塚諭先生に、食品表示制度のルールや表示ラベルの見方などについて、分かりやすくお話していただきます。この機会に食品表示を正しく理解し、賢い食品選びの一助としてください。

講師	小塚 諭 氏 (至学館大学栄養科学科教授)	日時	平成23年1月22日(土)午後1時30分~午後3時30分
会場	中区役所ホール(地下鉄「栄」、名鉄「栄町」下車)	定員	450名(申込み多数の場合は抽選)
申込方法	往復はがき・ファクス・電子申請で ・講演名「賢い食品選び」 ・住所 ・参加者名(3名まで可) ・電話番号(ファクスの場合は電話番号とファクス番号) ・食品表示に関する疑問や困ったことなど(有りましたら) を記入して、下記までお申込みください。		
締め切り	平成22年12月27日(月)消印有効		
申込先	〒460-8508(住所不要)名古屋市 市民経済局 消費流通課 FAX972-4136、電子申請 https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp (問合せ先:電話972-2434、FAX972-4136)		

消費生活講座受講者募集

受講料無料

★各講座 全4回 午前10時から正午

	講座名および内容	日程
講座1	「住まいをデザインする」 締切日/2月1日 老人ホーム エコ住宅 住宅リフォーム 住まいのあかり	2月 8日(火)
		2月 15日(火)
		2月 22日(火)
		3月 1日(火)
講座2	「当世消費者トラブル事情」 締切日/2月7日 クリーニング 消費者相談 適格消費者団体 近隣トラブル	2月 17日(木)
		2月 24日(木)
		3月 3日(木)
		3月 10日(木)

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室 (伏見ライフプラザ12階)

募集人数 講座1、講座2とも各100名 (定員を超えた場合は抽選)

募集方法 「往復はがき」に
①希望講座名 ②住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号を明記の上、
締切日までに当センターへ(必着)

ウェブサイトからも応募できます(1月5日より受付開始)
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号
伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費生活講座 係

*受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

利用のご案内

相談室

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9671 消費生活相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9690 土・日・テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



2010年は、名古屋開府400年です。



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。